

我が国の中皮腫死亡状況

森永謙二

1 悪性中皮腫の死亡状況の推移の検討

1995年からの人口動態統計では、悪性胸膜中皮腫による死亡数は1995年には275人(男201, 女74)であったのが、2006年には566人(男441, 女125)と、12年間に男性で2.2倍、女性で1.7倍に増加していた。悪性中皮腫(全部位)の同じ期間での死亡数は1995年500人(男356, 女144)であったのが、2004年には1,068人(男860, 女208)で、男性で2.4倍、女性で1.4倍に増加していた。死亡統計で問題になるのは、部位不明(原発部位記載なし)の件数が多いことである。また、肺中皮腫や縦隔中皮腫の診断精度には大きな疑問が残る。女性の腹膜悪性腫瘍は卵巣がん等転移によるものとの鑑別は非常に難しく、診断精度の向上、中皮腫パネルの設置が望まれる。

2 我が国の労災認定事例の解析

我が国ではクロシドライト(青石綿)、とアモサイト(茶石綿)は1995年に製造・輸入・譲渡・提供・使用が禁止となった。また2004年10月からは、クリソタイトの建材・摩擦材・接着剤への使用が禁止となった。アンソファイトはかつて熊本で産出されていたが、1970年頃には採掘は中止された。アクチノライトやトレモライトは、タルク(滑石)、パーミキュライト(蛭石)、繊維状ブルサイトなどに不純物として含まれることがある。

平成11年度から15年度までの5年間の我が国での石綿曝露による中皮腫の労災認定事例は231例で、症状確認時の平均年齢は、胸膜61歳、腹膜64歳、平均曝露期間は胸膜20年、腹膜20年、石綿曝露開始からの平均潜伏期間は、胸膜38年、腹膜42年であった。石綿曝露の職業分類は、石綿製品製造業および造船・修理業が最も多く、それぞれ47例、54例で、次いで断熱作業19例、車両製造業11例、建設業(ハツリを含む)26例、石綿吹付作業11例、板金作業12例であるが、このほかにも溶接作業、メッキ作業、倉庫管理など、多岐にわたる。

平成19年度に労災保険法で認定された中皮腫500例の業種別件数は、建設事業が最も多く241件(48.2%)、次いで製造業203件(40.6%)でこの2業種が大半を占める。製造業では船舶製造・修理業が56件(11.2%)で最も多く、次いで機械器具製造業25件(5.0%)、船舶を除く輸送用機械器具製造業23件(4.6%)、金属製品製造業又は金属加工業19件(3.8%)、石綿製品製造業を含む窯業又は土石製品製造業は16件(3.2%)であった。これは、20年度も同様である。

3 石綿救済法における石綿曝露の形態

平成18年3月27日より石綿救済法が施行され、労災の対象とならない一般住民や一人親方に発症した中皮腫も、救済の対象となり、この法律の施行以降に中皮腫

中皮腫の業種別労災認定件数
[19年度]

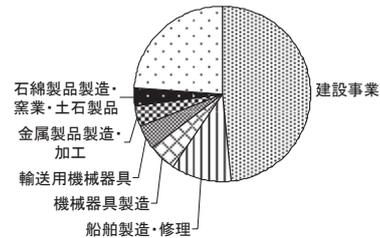


図2 中皮腫の業種別労災認定件数 (平成19年度)

で療養中の方がこの救済法に係る療養費等の給付を申請することができるようになった。対象疾病は悪性中皮腫と肺癌であり、その認定基準は、中皮腫については「診断の確からしさが担保」されれば、肺癌については発症リスクを2倍に高める石綿ばく露が医学的に又は肺内石綿数から確認されることが要件とされている。過去1年間に中皮腫として医療費・療養費等の認定を受けた方は627人であるが、そのうち石綿曝露に関する自記式アンケートによる回答が498人(79.4%)から得られた。このうち胸膜中皮腫(男326, 女127)453人の曝露形態をみると、男性では職業曝露が70.6%(230)、家庭内曝露が1.5%(5)、石綿取り扱い事業場等への立ち入り2.8%(9)、これら以外が25.2%(82)、女性では職業曝露が16.5%(21)、家庭内曝露が15.0%(19)、石綿取り扱い事業場等への立ち入り5.5%(7)、これら以外が63.0%(80)であり、家庭内曝露が男女計で5.3%、女性だけでは15%を占めていた。また石綿工場等の近隣曝露などの環境曝露の可能性は35.8%を占めていた。

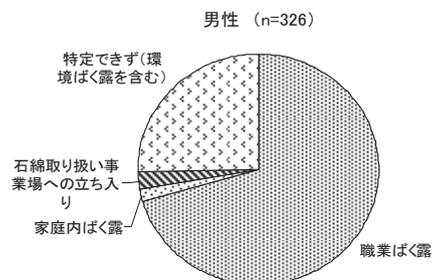


図3 石綿救済法における胸膜中皮腫例の石綿曝露形態 (男性)

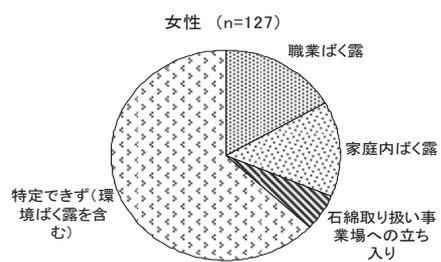


図4 石綿救済法における胸膜中皮腫例の石綿曝露形態(女性)